

協議第 27 号関係

説明資料

関係法令

消防組織法（昭和22年法律第226号）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

（第2条～第5条省略）

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

消防本部

消防署

消防団

（第10条～第14条省略）

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

2 消防団の組織は、市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

2 消防団員の定員は、条例で定める。

第15条の3 消防団の長は、消防団長とする。

2 消防団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

第15条の4 消防団員は、上司の指揮監督を受け、消防事務に従事する。

第15条の5 消防団長は、消防団の推薦に基づき市町村長が任命し、消防団長以外の消防団員は、市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

第 15 条の 6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第 15 条の 7 消防団員で非常勤のものが公務に因り死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務に因る負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

第 15 条の 8 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給しなければならない。

先進事例

北上市

3市町村の消防団は、合併時に統合するものとし、分団等の組織は、原則としてそのまま新市に引き継ぐ。

篠山市

合併時に統合するものとし、分団の組織は、原則としてそのまま新市に引き継ぐ。

西東京市

消防団は、合併時に統合する。分団の組織、活動範囲等運用については、当面現行のとおりとし、新市において調整する。

潮来市

消防団は潮来町に統合、報酬は統合時に潮来町の制度に統一

さいたま市

消防団については、当面現行のとおり。ただし、団員の任免・報酬・手当及び消防団運営費交付金については、合併時に再編する。

新潟市

消防体制については、黒崎町消防署は新潟市西消防署黒崎出張所とし、黒崎町消防団は新潟市西消防団第14分団とする。黒崎町の消防団員数は現行のとおりとする。

さぬき市

- (1) 消防団は、合併時に統合する。
- (2) 分団等の組織は、当面現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整する。